

室蘭市マスコット「くじらん」の使い方

- 室蘭市マスコット「くじらん」は、下記5項目に該当するものを除き、原則として何においても使用することができます。

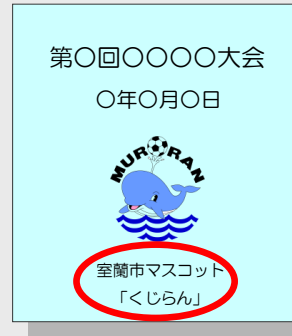
1. 政党・政治団体または宗教の活動に使用、又はそのおそれのあるとき
2. 著しく市のイメージを害するおそれのあるとき
3. 特定の個人・団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
4. 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
5. 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある行為に使用するとき

- マスコットを使う場合は下記をお読みいただき、正しい使用についてご協力をお願いします。

正しい使い方 (例：イベントポスター)



くじらんマークを掲載する場合は、主催を明記してください。

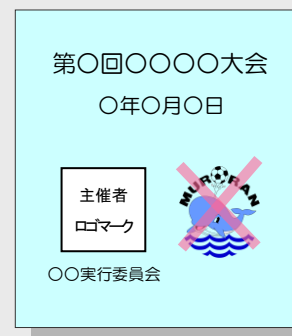


くじらんマーク下部には「室蘭市マスコットくじらん」または「くじらん」と記載してください。(マークだけの掲載も可です。)

誤解を与えるおそれのある使い方 (例：イベントポスター)



くじらんマーク下部に「室蘭市」と記載すると、室蘭市主催のイベントと誤解を与えるおそれがあります。記載しないでください。

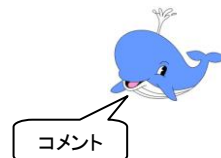


主催者ロゴマークと横並びにくじらんマークを掲載すると、室蘭市共催のイベントと誤解を与えるおそれがあります。

くじら部分のみの使用も可能です。



使用例
「くじら」のみ
抜き出して使用



「くじらん」の使い方について、ご不明な点・ご相談がありましたら下記までお問合せください。

室蘭市企画財政部企画課 電話 0143-25-2181 mail kikaku@city.muroran.lg.jp